

# 鹿児島大学学友会弓道部正鶴会規約

(名称)

第 1 条 この会は、鹿児島大学学友会弓道部正鶴会と称する。

(事務局)

第 2 条 この会の事務局は鹿児島大学弓道部（以下「弓道部」という。）内におく。

(目的)

第 3 条 この会は、会員相互の連携と親睦を図るとともに、弓道部の活動及び各種大会における戦績向上を支援することを目的とする。

(構成)

第 4 条 この会の会員は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- ① 正会員  
弓道部 OB
- ② 特別会員  
弓道部顧問及び顧問 OB 並びに会長の認めた者

(事業)

第 5 条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の連携及び親睦に関する事項
- ② 弓道部員への物心両面の支援に関する事項
- ③ その他この会の目的を達成するために必要な事項

(支部の設置)

第 6 条 この会に次の支部をおく。

- ① 南九州支部
- ② 熊本支部
- ③ 福岡支部
- ④ 関西支部
- ⑤ 関東支部

2 前項の支部以外に新たに支部を結成しようとするものは、会長に申し出るものとする。

(役員)

第 7 条 この会に、次の役員をおく。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 若干名（各支部長）
- ③ 事務局長 1 名
- ④ 会計 1 名
- ⑤ 監事 2 名以内

(役員を選出)

第 8 条 役員は次の方法により選出する。

- ① 会長は、その職を引くときに次の会長を指名し、総会の承認を受ける。
- ② 副会長、監事は総会で選出する。
- ③ 事務局長、会計は弓道部員の中から推薦を受け総会で承認する。

(名誉会長)

第 9 条 この会に名誉会長をおくことが出来る。名誉会長は会長の職を辞すると同時に就任する。

(顧問)

第 10 条 この会に顧問をおくことが出来る。顧問は会長がこれを委嘱する。

(任務)

第 11 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は、会を代表し会務を統轄する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- ③ 事務局長は、会長と連携を密にし、実務を遂行する。
- ④ 会計は、事務局長を補佐するとともに、経理を行う。
- ⑤ 監事は会計および事業実施状況を監査する。
- ⑥ 名誉会長、顧問は、会の運営について助言を行う。

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は次のとおりとする。但し再任は妨げない。

- ① 会長、副会長、監事は 2 ヶ年とする。
- ② 事務局長、会計は 1 ヶ年とする。

(会議)

第 13 条 この会の会議は、総会、役員会とする。

- 2 総会は、年 1 回開催する。但し、会長が必要であると認めたときは、臨時に開催することが出来る。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会の議決は、出席者の半数以上の同意を必要とする。
- 5 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(会議の付議事項)

第 14 条 次の事項については、総会の議決を要する。

- ① 規約の改廃
- ② 事業計画および収支予算
- ③ 事業実績および収支決算
- ④ その他必要な事項

(経費)

第 15 条 この会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。会費の額及び徴収方法については総会において定める。

(会計年度)

第 16 条 この会の会計年度は、5 月 1 日から 4 月 30 日までとする。

附則

この規約は、本会発足時より不文規約として存在していたものを成文化し、時代の状況に応じて見直しを行い、平成 14 年 6 月 16 日から施行する。